

子ども・子育て支援新制度におけるマイナンバー導入に係るF A Q  
(子どものための教育・保育給付又は地域子ども・子育て支援事業)

**【問1】**

○個人番号を利用できる事務は何か。

**【問2】**

○個人番号を利用することにより、どのように事務が変わらるのか。

更問：どのような書類が不要となるのか。

**【問3】**

○保護者は、子どものための教育・保育給付の申請等において、平成28年1月1日以降、必ず個人番号を記載しなくてはならないのか。また、その根拠は何か。

更問1：自ら添付書類を提出する場合にも、個人番号の記入がなければ申請は受理されないのか。

更問2：平成28年1月1日までに、必ず申請様式を変更しなくてはならないのか。

**【問4】**

○自治体は子どものための教育・保育給付の申請等の事務において、平成28年1月1日以降、個人番号を必ず利用しなくてはならないのか。

**【問5】**

○子どものための教育・保育給付の申請等において、事業者を経由して市町村に申請するという手続きを行っている場合には、市町村や事業者はどのような対応が必要なのか。

**【問6】**

○子どものための教育・保育給付の申請等において、申請者である保護者及び子供の個人番号を記入することとなっているが、配偶者や子供の個人番号も同時に取得できるのか。できるとすれば、市町村はどういった対応をするのか。

**【問7】**

○地域子ども・子育て支援事業において個人番号を利用したいと考えた場合、どういった対応をすべきなのか。

問1 個人番号を利用できる事務は何か。

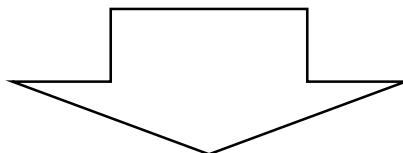
(答)

1. 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条及び別表第一において、個人番号を利用することができる事務として、「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の「子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が規定されているところ。

この規定を受け、近日中にパブリックコメントが開始される予定の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号法主務省令」という。)の改正案によって、具体的に利用できる事務が定められる予定。

※子どものための教育・保育給付の支給に係る対象事務（予定）

- ・資料の提供等の求めに関する事務（法第16条）
- ・支給認定に関する事務（法第20条第1項）
- ・支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（法第23条第1項）
- ・支給認定証に関する事務（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第16条）
- ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（法第22条、子ども・子育て支援法施行規則第15条第1項）
- ・職権による支給認定の変更の認定に関する事務（法第23条第4項）
- ・支給認定の取消しに関する事務資料の提供に関する事務（法第24条第1項）



### ※地域子ども・子育て支援事業の実施に係る対象事務

近日中にパブリックコメントが開始される予定の番号法主務省令の改正案において、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務についても定められる見込み。なお、当該改正に当たっては、地域子ども・子育て支援事業で個人番号を使うかは自治体の裁量に委ねられるという整理を行うとのこと。

※同様の整理を行うものとしては、介護保険法上の地域支援事業、障害者総合支援法上の地域生活支援事業がある。

2. 内閣府子ども・子育て本部としては、子どものための教育・保育給付の支給に係る事務手続きにおいて、国民から個人番号を記載してもらうべき事務手続きを具体的に特定し、内閣府令（子ども・子育て支援法施行規則）にて規定する予定（年内施行予定）。

### 【参照条文】

#### ○番号法（抄）

##### 第一章 総則

###### （定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。

2～7 （略）

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9～15 （略）

##### 第二章 個人番号

###### （利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等  
その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、

及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 (略)

#### 第四章 特定個人情報の提供

##### 第一節 特定個人情報の提供の制限等

###### (特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 (略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八～十四 (略)

別表第一 （第九条関係）

九十四 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
----------	---

別表第二 (第十九条、第二十一条関係)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は日本年金機構	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの

※第21条は、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークについて定めるもの。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を改正する命令案（抄） ※近日中にパブコメ開始予定

第六十八条 法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十六条の資料の提供等の求めに関する事務
- 二 子ども・子育て支援法第二十条第一項の支給認定若しくは同法第二十三条第一項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務
- 四 子ども・子育て支援法第二十二条若しくは子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第十五条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 五 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務
- 六 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務

問2 個人番号を利用することにより、どのように事務が変わらるのか。

(答)

1. 子どものための教育・保育給付の支給に係る事務手続きにおいて、個人番号を利用することで 申請に係る添付資料を省略することが可能となる。

更問 どのような書類が不要となるのか。

(答)

1. 各認定事由につき、現在のところ、同一市町村内における同一機関が保有する以下の書類の添付を省略することができると思定される。

- ・就労：所得証明書
- ・介護・看護：介護保険受給資格証明書 等

※具体的には、申請者が親の個人番号を記載することにより、介護事由の確認ために必要とされる「介護保険受給資格証明書」の添付が省略される場合等が想定される。

※現時点での考え方を示したものである。また、全ての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

※疑義等があれば、各自治体における「番号制度主管課」にお問合せいただきたい。

2. また、自治体間における提供可能情報を具体的に定める番号法別表第2に係る主務省令が定められた（平成28年中予定）上で、自治体間の情報連携が開始された場合（平成29年7月）には、自治体は、支給認定子どもの世帯の状況（所得や課税の状況、障害者・障害児の有無、非保護世帯や母子家庭、支援給付受給世帯に該当するか否か等）を把握するために、他の行政機関等から、個人番号を利用することにより情報提供を受けることが可能となると聞いている。

問3 保護者は、子どものための教育・保育給付の申請等において、平成28年1月1日以降、必ず個人番号を記載しなくてはならないのか。また、その根拠は何か。

(答)

1. マイナンバー制度を所管する内閣府番号制度担当室によれば、番号法第9条第1項において、自治体は、別表第1に掲げる事務について「個人番号を利用できる」と規定されているが、番号法の趣旨に鑑みれば、これは、個人番号を利用するかどうかを個別の自治体の裁量に委ねるということではなく、別表第1やその委任に基づき制定された主務省令に規定された事務については、すべての自治体において個人番号を利用すべきであると解されるとされている。
2. したがって、子どものための教育・保育給付の申請等の事務においても、平成28年1月1日以降、個人番号を記載する必要がある。

更問1 自ら添付書類を提出する場合にも、個人番号の記入がなければ申請は受理されないのか。

(答)

1. 内閣府番号制度担当室によれば、個人番号を記載していただくよう申請者に対して改めて依頼した上で、それでも記載していただけない場合には、自治体の判断により当該申請を受理することも可能とされている。

更問2 平成28年1月1日までに、必ず申請様式を変更しなくてはならないのか。

(答)

1. 内閣府番号制度担当室によれば、当面の対応として、申請様式中に必ずしも個人番号記載欄を設ける必要はなく、備考欄等への記載であっても差支えないとされている。

問4 自治体は子どものための教育・保育給付の申請等の事務において、平成28年1月1日以降、個人番号を必ず利用しなくてはならないのか。

(答)

1. 内閣府番号制度担当室によれば、番号法第9条第1項において、自治体は、別表第1に掲げる事務について「個人番号を利用できる」と規定されているが、番号法の趣旨に鑑みれば、これは、個人番号を利用するかどうかを個別の自治体の裁量に委ねるということではなく、別表第1やその委任に基づき制定された主務省令に規定された事務については、すべての自治体において個人番号を利用すべきであると解されるとされている。
2. したがって、自治体においては、子どものための教育・保育給付の申請等の事務において、平成28年1月1日以降、個人番号を利用していく必要がある。

問5 子どものための教育・保育給付の申請等において、事業者を経由して市町村に申請するという手続きを行っている場合には、市町村や事業者はどのような対応が必要なのか。

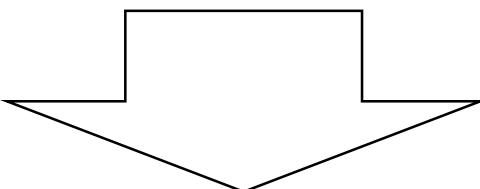
(答)

1. 子どものための教育・保育給付の申請等において、事業者を経由して市町村に申請するという手続きを行っている場合には、市町村は「個人番号利用事務実施者」に、事業者は「個人番号関係事務実施者」に当たり、両者とも番号法第12条に定められた管理義務が課せられることとなる。

※個人番号利用事務実施者：自らの業務で個人番号を利用する者（主に行政機関）

※個人番号関係事務実施者：法令や条例に基づき、個人番号利用事務実施者に個人番号を記載した書面の提出などをを行う者
2. 番号法第12条に定められた管理義務とは、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講ずる義務であり、事業者が自らの従業員の個人番号を扱う場合にも課されることとなる。

※具体的な管理上の措置については、特定個人情報保護委員会から示されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を参照されたい。
3. また、番号法第16条により、個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者が申請者から個人番号を取得する際には、正しい番号であることの確認（番号確認）及び現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を申請者本人に対して行うことが必要とされているほか、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第19条により、取得した個人番号につき正確性を確保するための努力義務が課せられることとなる。



4. このため、子どものための教育・保育給付の申請等においても、自らの従業員の個人番号を扱う場合と同等の義務が求められることとなることから、子どものための教育・保育給付の申請等において、事業者を経由して市町村に申請するという手続きを行っている場合には、市町村は、まず事業者に対してこのような義務が課せられる旨を説明した上で、申請に係る事務手続きにつき、あらかじめ御検討・御調整いただくことが望ましい。

#### 【参考：本人確認の手法について】

本人から個人番号の提供を受けるときは、本人確認（番号確認と身元確認）が義務付けられており、原則として、

- ① 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- ② 通知カード（番号確認）と運転免許証など（身元確認）
- ③ 個人番号の記載された住民票の写しなど（番号確認）と運転免許証など（身元確認）

のいずれかの方法で確認する必要がある

#### 【参照条文】

○子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）（抄）  
（認定の申請等）

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

一～四 （略）

2 （略）

3 第一項の申請書（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）を経由して提出することができる。

4・5 （略）

○番号法（抄）

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(本人確認の措置)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）（抄）

(本人確認の措置)

第十二条 法第十六条の政令で定める措置は、個人番号の提供を行う者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置とする。

- 一 住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
  - 二 前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。）が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの
- 2 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、その者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置をとらなければならない。
- 一 個人識別事項が記載された書類であって、当該個人識別事項により識別される特定の個人が本人の依頼により又は法令の規定により本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして主務省令で定めるもの
  - 二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

三 本人に係る個人番号カード、通知カード又は前項第一号に掲げる書類  
その他の本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類であって主  
務省令で定めるもの

○個人情報の保護に関する法律（抄）

（データ内容の正確性の確保）

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

問6 子どものための教育・保育給付の申請等において、申請者である保護者及び子供の個人番号を記入することとなっているが、配偶者や子供等の個人番号も同時に取得できるのか。できるとすれば、市町村はどういった対応をするのか。

(答)

1. 子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第1号において添付が定められている「利用者負担額の算定のために必要な事項に関する書類」として、配偶者や子供等の個人番号を記載した書類を取得することができる。

2. 具体的な事例としては以下のようなものが想定されるが、申請者本人以外の個人番号を取得する場合には、明確かつ合理的に必要性を認めることができる場合にのみ、個人番号を取得するべきである。

<想定される事例>

- ・介護事由の確認のために、親の個人番号を記載する場合
- ・障害児に係る看護事由の確認のために、他の子供の個人番号を記載する場合
- ・世帯の状況を把握するために、配偶者や他の子供、親の個人番号を記載する場合 等

3. この場合、窓口において申請者である保護者に対して本人確認を行う義務が課せられる。なお、一義的には申請者である保護者に配偶者や子供の個人番号について本人確認を行う義務が生じるのであり、窓口においては、配偶者や子供の個人番号に関して本人確認を行う義務は課せらない。

【参考：マイナンバーFAQ 184】

問：窓口における各種申請・届出等の手続きにおいて、申請者以外（例えば妻や子ども等）の個人番号の提供を合わせて受ける場合は、個人番号の真正性の確認をどのように行えばよいでしょうか。また、本人確認は、申請者のみ行うのでしょうか。

答：制度・手続きを規定する法令において、申請者に妻や子どもの個人番号の提供を義務づけている場合（注）には、一義的には申請者が妻や子の個人番号について本人確認を行う義務が生じるのであり、窓口において、妻や子の個人番号に関して本人確認を行う義務は課せられません。一方で、個別の法令において妻や子どもの個人番号の提供を妻や子ども自身に義務づけている場合には、申請者が代理人として個人番号の提供を行うこととなります

で、代理人から個人番号の提供を受ける場合として、窓口において本人確認を行う必要があります。

(子ども・子育て本部注：内閣府番号制度担当室によれば、本人確認を行う対象となるのは、当該申請を行う主体であるとのこと。)

### 【参照条文】

○子ども・子育て支援法施行規則（抄）

（認定の申請等）

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

一～四 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項各号、第二十九条第三項第二号及び第三十条第二項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 （略）

問7 地域子ども・子育て支援事業において個人番号を利用したいと考えた場合、どういった対応をすべきなのか。

(答)

1. 今週中にパブリックコメントが開始される予定の番号法主務省令の改正案において、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務についても定められる見込み。なお、当該改正に当たっては、地域子ども・子育て支援事業で個人番号を使うかは自治体の裁量に委ねられるという整理を行うとのこと。

※同様の整理を行うものとしては、介護保険法上の地域支援事業、障害者総合支援法上の地域生活支援事業がある。

2. したがって、地域子ども・子育て支援事業において個人番号を利用する場合には、別途条例で定める必要はない。
3. なお、個人番号を利用するに当たっては、個人番号を利用できることができる者及び事務の種類を明確にしつつ、当該事務処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用できるとする番号法の趣旨を踏まえ、明確かつ合理的に必要性を認めることができる場合にのみ、個人番号を利用するべきである。